

望ましい営農型太陽光発電に関する検討会（第5回）
議事概要

1. 日 時 令和8年1月23日（金）14時～16時

2. 場 所 オンライン

3. 出席者

（委員）※敬称略、加藤委員は欠席

石井委員、伊藤委員、稲垣委員、椿委員、馬上委員

（農林水産省）

木村環境バイオマス政策課長、栗田再生可能エネルギー室長、千葉課長補佐

藤田農村計画課長、永代課長補佐

4. 議事の概要

（1）資料を基に、望ましい営農型太陽光発電の考え方（案）について意見交換を実施。主な意見は以下のとおり。

- ・ 理念や個別の形状・形態の考え方はまとまっており、農山漁村再エネ法の基本方針に沿って適否を判断する今回の方向性については妥当。
- ・ 遮光率については、30%未満が妥当といった意見もあった一方、30%を若干超えている設備で適正に農業がされているものもあるとの意見があった。
- ・ 太陽光への風評が厳しい中でも、農業の課題解決に資する取組の1つとして、良いものは取り入れていく方向性を示して欲しい。
- ・ 新たな考え方で示される形状・形態によって取組が固定化されることにより、新しく前向きな取組が生まれず、イノベーションが阻害されるおそれがある。ルールとしても、地域の特性も踏まえ、地域が良いものと認める取組は取り入れられる仕組みが必要。基準を定めて終わりにするのではなく、今後も継続的に検討を続けて欲しい。
- ・ 農山漁村再エネ法を活用する場合、市町村のリソースや各地の有識者が不足することが課題。国は伴走支援等を考えられないか。手続きが円滑に進む仕組みが必要。
- ・ 営農型太陽光発電に関する科学的知見の集積に向けて、研究機関に取組を促していくことが重要。
- ・ 地域を巻き込みながら、地産地消の枠組みの中で営農型太陽光発電を実現することが重要。
- ・ 望ましい営農型太陽光の枠に収まらない既存事業者への対応が課題。一度設置した設備を変更することは現実的に困難。

- ・地域計画や農振農用地区域等のエリア内では原則として設置を認めるべきでないとの声もある。他方で、発電設備を活用することで農業経営の向上を目指す取組もある中で、一律で排除するのも適当と言えない。
- ・適正な利益還元については、営農型太陽光発電を置くことで農業・農村の利益がいかにより増大するかが重要。仮に基準等の考え方を示す場合には、多様な事業者が関わる営農型太陽光発電においては様々な取組のパターンがあるため、取組主体毎のパターン分けや、多種多様な地域貢献を網羅的に評価できるかが課題。最低水準を定めることでむしろ金額が抑えられる懸念等もあり、慎重に検討する必要。

(以上)